

## 市川市流行性耳下腺炎ワクチン任意予防接種実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、流行性耳下腺炎の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から流行性耳下腺炎ワクチンの任意予防接種（以下「任意予防接種」という。）の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、任意予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定医療機関 本市と任意予防接種の実施について委託契約を締結した医療機関をいう。
- (2) 指定外医療機関 国内にある指定医療機関以外の医療機関をいう。

### (接種対象者)

第3条 任意予防接種を受けることができる者（以下「接種対象者」という。）は、生後12月に達する日から生後90月に達する日までの間にある者であって、任意予防接種を受ける日において、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされていること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく任意予防接種を受けたことがないこと。
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条各号に掲げる者でないこと。

### (予診票の交付)

第4条 市長は、接種対象者の保護者（接種対象者について親権を行う者、接種対象者に係る未成年後見人その他の者で、当該接種対象者を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対し、次の各号に掲げる接種対象者の区分に応じ、当該各号に定めるおたふくかぜ予防接種予診票（様式第1号。以

下「予診票」という。)を交付するものとする。

(1) 次に掲げる接種対象者(これに該当することについて本市が確認することができる接種対象者に限る。) 負担額がない旨の予診票

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する接種対象者

イ 接種対象者が生後12月に達する日の属する年度(その日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。次項第2号において同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。同号において同じ。)が非課税である世帯に属する接種対象者

(2) 前号に掲げる接種対象者以外の接種対象者 負担額がある旨の予診票

2 前項の規定により同項第2号に定める負担額がある旨の予診票を交付された接種対象者の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を添えてその旨を申し出ることができる。この場合において、当該書類の内容をあらかじめ公簿等で確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 前項第1号アに掲げる接種対象者に該当することを証明することができる場合又は当該接種対象者に該当することとなった場合 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証する書類

(2) 前項第1号イに掲げる接種対象者に該当することを証明することができる場合、予防接種を受けようとする日の属する年度の市町村民税が非課税である世帯に属することとなった場合又は当該世帯に属することを証明することができる場合 当該年度の市町村民税が非課税であることを証する書類

3 市長は、前項の規定による申出があつた場合において、接種対象者が前項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該申出をした接種対象者の保護者に対し、負担額がある旨の予診票に代えて、負担額がない旨の予診票を交付するものとする。

(指定医療機関における接種方法)

第5条 指定医療機関において任意予防接種を受けようとする接種対象者の保護者は、当該指定医療機関に対し、予診票を提出して、任意予防接種を申し込むものとする。この場合において、当該保護者は、健康保険証その他の接種対象者が本人であることを証する書類（第7条第3項において「本人確認書類」という。）を当該指定医療機関に提示するものとする。

（指定医療機関において実施する任意予防接種に係る費用負担）

第6条 指定医療機関において任意予防接種を受けた接種対象者の保護者（当該指定医療機関に対し第4条第1項第2号に規定する負担額がある旨の予診票を提出したものに限る。）は、当該指定医療機関に対し、1,400円を支払うものとする。

（指定外医療機関における接種方法）

第7条 指定外医療機関において任意予防接種を受けようとする接種対象者の保護者は、あらかじめ、市長に対し書面によりその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした接種対象者の保護者に対し、予防接種実施依頼書（様式第2号）を交付するものとする。

3 指定外医療機関において任意予防接種を受けようとする接種対象者の保護者は、当該指定外医療機関に対し、前項の依頼書を提出して任意予防接種を申し込むものとする。この場合において、当該保護者は、本人確認書類を当該指定外医療機関に提示するものとする。

（指定外医療機関において任意予防接種を受けた場合の負担額等）

第8条 指定外医療機関において任意予防接種を受けた者の保護者は、当該指定外医療機関に対し、任意予防接種に要した費用を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定により任意予防接種を受けた者の保護者が支払った費用の一部について、市川市予防接種自己負担額交付金要綱（平成19年4月1日施行）の定めるところにより、当該保護者に対し助成することができる。

(事故の防止等)

第9条 指定医療機関及び指定外医療機関は、任意予防接種に起因する事故の防止に努めるとともに、任意予防接種に関し事故が発生した場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

(健康被害の救済)

第10条 市長は、指定医療機関若しくは指定外医療機関において任意予防接種を受けた者又は接種対象者に任意予防接種を行った指定医療機関若しくは指定外医療機関から、任意予防接種に関し健康被害の報告を受けたときは、速やかに、市川市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和56年条例第12号）第1条に定める市川市予防接種健康被害調査委員会による健康被害の原因の調査に付するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、任意予防接種に起因して健康被害が発生したと認めるときは、速やかに、千葉県市町村予防接種事故補償等条例施行規則（昭和52年千葉県市町村総合事務組合規則第17号）第5条に規定する調査意見書の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定は、任意予防接種に起因して健康被害を受けた者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく救済を受けることを妨げない。

4 第7条第2項の規定により予防接種実施依頼書の交付を受けずに指定外医療機関において任意予防接種を受けた者に係る健康被害の救済については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の定めるところによる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。